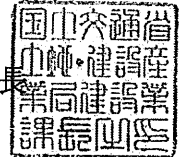


国土建第62号  
平成24年5月1日

全国管工事業協同組合連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成24年5月1日付けの建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の改正に伴い、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日国総建第97号）の一部を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに各都道府県建設業担当部長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

附 則

この通知は、平成24年11月1日から適用する。

建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）の一部改正【平成24年11月1日施行分】に係る新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>【第5条及び第6条関係】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）について  <u>「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、それぞれ行うものとする。</u></p> <p>3. 提出書類の省略について                      更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することができることとする。                      (1) 許可の更新を申請する者は、・・・(略)・・・の提出を要しない。                      また、工事経歴書（様式第二号）、・・・(略)・・・所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の四）についてもその提出を省略することができる。                      (2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、建設業法施行令第3条に規定する使用人の</p>	<p>【第5条及び第6条関係】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1)～(15) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 提出書類の省略について                      更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することができることとする。                      (1) 許可の更新を申請する者は、・・・(略)・・・の提出を要しない。                      また、工事経歴書（様式第二号）、・・・(略)・・・所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の三）についてもその提出を省略することができる。                      (2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、建設業法施行令第3条に規定する使用人の</p>

改正案

一覧表（様式第十一号）、許可申請者の略歴書（様式第十二号）、建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）並びに規則第4条第1項第5号及び第6号に規定する証明書のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。

ただし、・・・（略）・・・を省略することはできない。

（3）（略）

現行

一覧表（様式第十一号）、許可申請者の略歴書（様式第十二号）、建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）並びに規則第4条第1項第5号及び第6号に規定する証明書のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。

ただし、・・・（略）・・・を省略することはできない。

（3）（略）